

日本イギリス哲学会関東部会第 69 回研究例会 (2002 年 7 月 6 日、早稲田大学)

「ホッブズの Equity および Natural Lot の認識論的考察—自然と規約の境界—」

木島 泰三

〔報告要旨〕

ホッブズは一面で明らかな唯物論的な一元論者であり、倫理学や政治学をも物体とその運動からなる物的自然の中に位置づけようとする自然主義的な構想を抱いている。他方でまたホッブズのノミナリズムのラディカルさは、およそ一切の学的真理を社会的な合意ないし規約に依存させかねない側面を持っている。例えば『リヴァイアサン』11 章のある一節でホッブズは「正邪の学」の不確かさと、「線と図形の学」の確かさを対比させる。一見これは二つの学の間の実在性の違いの指摘に見える。しかしホッブズはむしろ逆に「正邪の学」に幾何学並みの一義性・確実性を付与しようとしているのである。真理の問題について言えば、〈幾何学的真理はあるが倫理的真理なるものはない〉という立場を述べようとしたのではなく、〈倫理的真理〉なる概念にも幾何学的真理に匹敵する確実性を与えようとした、ということである。

他方でホッブズは『リヴァイアサン』の 5 章で、算術のような一義性の高い学知ですら、社会的に共有される際には何らかの人為的な意思統一の過程が不可欠である、という独自の「正しい理性」論を提示している。これは、とりようによっては一切の真理を社会的・政治的規約に依拠させる規約主義あるいは社会構成主義のような立場に親近的な思想である。

本発表はホッブズに見いだされるこのような二つの側面が接する面、特にそこにおける「認識」ないし「信念」のあり方に注目しながら、ホッブズの述べる「公平 Equity」の自然法及び「自然的くじ [割り当て、命運] Natural Lot」の自然法に即して詳しく検討する。検討の途上ではまた、ホッブズの「平等」論の独自性が明らかになる。

「公平」の自然法とそれに関連する自然法は、自然法の演繹の中で一見したより複雑な地位にある。それは第三自然法「正義」と同列に並べられる地位を持ち、また、ある点で「忘恩の禁止」や「傲岸の禁止」のような他の戒律とは性格を異にする「高慢の禁止」の自然法の系の一つである。「高慢の禁止」の自然法は単に行為あるいは行為の傾向を命ずるだけでなく、「人間の平等性」という特定の認識あるいは信念を、前提として行為することを（社会平和の維持のために）命ずる点で、複雑な性格をもつ。ここには「認識」と「行為」が社会において入り組んだ姿で現れる可能性が示されている。

以上の検討において、ホッブズの公式の立場である「裁定者の正義」としての「公平」以外に、自らの長期的便宜のために共通権力に服従する人民の側のルールとしての「公平」、という

観点が一連の議論に埋め込まれていることが明らかになる。このような人民の側のルールとして「裁定者の設立」と並び論じられるのが「くじ [割り当て・命運]」に関する議論である。考察の焦点は「人為的くじ」の正当化から「自然的くじ」の正当化に移行するホッブズのロジックである。ここにもまた「認識」に対する、「真理」以外の制約という問題が登場する。また、この観点から「仲裁者」の地位が再検討される。

最後に我々は現代の我々にとって馴染み深い認識的-実践的制度である「競争」とホッブズ的な「くじ」の制度を比較することにより、ホッブズの平等論の特異性を明らかにする。